

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、大和都市計画道路事業について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成二十五年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・三・一〇〇号西九条佐保線、三・三・六号大宮通り線、三・二・一〇〇号三条菅原線及び三・四・一〇八号大森高畑線

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市法蓮町七五七

四 事業地の所在

1 収用の部分

奈良市三条添川町、大宮町三丁目及び大宮町四丁目地内

2 使用の部分

なし